

やまぐち I S H I N ツーリズム旅行商品造成支援事業補助金 交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人山口県観光連盟(以下「観光連盟」という。)が実施する、やまぐち I S H I N ツーリズムに係る旅行商品造成支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、本県ゆかりの偉人に関連する観光素材と、県内の絶景、グルメ、温泉などを融合させた新たなテーマツーリズムを創出し、本県の観光需要の拡大を図るため、「幕末維新」を主要テーマとした観光素材や「やまぐち幕末 I S H I N 祭」の情報等を P R するとともに、それらを盛り込んだ県内周遊を促す旅行商品の企画及び販売促進に係る事業を対象として補助金を交付することにより、山口県への宿泊観光客数の増加を図る。

(交付の対象及び補助率)

第3条 交付の対象となる旅行商品や経費の区分、補助率及び補助額は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式により、補助金交付申請書を観光連盟が別途通知する期日までに提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 観光連盟は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認められるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

- 2 観光連盟は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 観光連盟は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、条件をつけることができる。

(決定の通知)

第6条 観光連盟は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、別記様式第2号により、その決定の内容及びこれに付された条件を補助金の交付の申請をした者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

第8条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助の対象となる補助金の交付の決定を受けた後に、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の計画に変更を加えようとする場合は、別記様式第3号により、変更承認申請書を観光連盟に提出し、承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第9条 観光連盟は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させることができる。

(指示)

第10条 観光連盟は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示をすることができる。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、当該事業に係る実績報告書（別記第4号様式）を観光連盟に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 観光連盟は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その

内容を審査の上、当該補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第5号様式により、当該補助事業者に通知する。

(補助金の支払い)

第13条 観光連盟は前条の額の確定通知後、補助事業者から適法な支払請求書を受領したときは、当該支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者が、第12条及び前条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第6号様式)を観光連盟に提出するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第15条 観光連盟は、申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要領又はこの要領の規定に基づく決定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 観光連盟は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）【やまぐちISHINツーリズム】

部門	募集型団体旅行商品（エスコート）	募集型個人旅行商品（フリープラン）
補助対象経費	旅行商品の企画造成及び宣伝・広告等に係る経費	旅行商品の企画造成及び宣伝・広告等に係る経費
要件	<p>・次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) やまぐちISHINツーリズム専用かつ宿泊を伴う旅行商品の広告媒体（パンフレット、チラシ、広告等）であること。</p> <p>※宿泊は山口県内とすること。</p> <p>(2) やまぐちISHINツーリズムの趣旨に合致したテーマを設定すること。</p> <p>(3) 本県ゆかりの幕末維新、明治期の偉人に関連する観光素材と、県内の絶景、グルメ、温泉などを融合させること。</p> <p>※できる限り下記①～③のいずれかを行程に組み込むこと。</p> <p>①山口ゆめ花博 ②幕末維新回廊対象施設 ※明治維新150年メモリアルフェス「ISHINロード」 ③明治維新150年特別企画「古地図を片手にまちを歩こう」</p>	<p>・次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) やまぐちISHINツーリズム専用かつ宿泊を伴う旅行商品の広告媒体（パンフレット、チラシ、広告等）であること。</p> <p>※宿泊は山口県内とすること。</p> <p>(2) やまぐちISHINツーリズムの趣旨に合致したテーマを設定すること。</p> <p>(3) 本県ゆかりの幕末維新、明治期の偉人に関連する観光素材と、県内の絶景、グルメ、温泉などを融合させること。</p> <p>※必ず下記①～③のいずれかを掲載すること。</p> <p>①山口ゆめ花博 ②幕末維新回廊対象施設 ※明治維新150年メモリアルフェス「ISHINロード」 ③明治維新150年特別企画「古地図を片手にまちを歩こう」</p>
補助金額	<p>・補助対象経費の1/2以内（補助限度額は、1,000千円）</p> <p>※補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額は含めない。</p> <p>※補助は事業所単位とし、1事業所に複数の旅行商品がある場合は、合算して1,000千円を限度とする。</p>	<p>・補助対象経費の1/2以内（補助限度額は、1,000千円）</p> <p>※補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額は含めない。</p> <p>※補助は事業所単位とし、1事業所に複数の旅行商品がある場合は、合算して1,000千円を限度とする。</p>
実施計画書記載事項	<p>①製作物の種類（パンフレット、チラシ等）及び概要（総ページ数、両面・片面の別等、仕様がイメージできること。）</p> <p>②ツアータイトル名</p> <p>③設定本数及び送客目標人数</p> <p>④発売日及び旅行実施期間</p> <p>⑤ツアーテーマ及び採用する偉人名</p> <p>⑥行程に組み込む観光素材名</p> <p>⑦印刷部数</p> <p>⑧配布先</p>	<p>①製作物の種類（パンフレット、チラシ等）及び概要（総ページ数、両面・片面の別等、仕様がイメージできること。）</p> <p>②送客目標人数</p> <p>③旅行実施期間</p> <p>④発売日及び旅行実施期間</p> <p>⑤ツアーテーマ及び採用する偉人名</p> <p>⑥掲載する観光素材名</p> <p>⑦印刷部数</p> <p>⑧配布先</p>